

# デジタル庁におけるガバメント・クラウド整備 のためのクラウドサービスの提供

-令和3年度地方公共団体による先行事業及びデジタル庁WEBサイト構築業務-

## 調達仕様書

デジタル庁 デジタル社会共通機能GクラウドT

## 1 調達件名

デジタル庁におけるガバメント・クラウド整備のためのクラウドサービスの提供  
ー令和3年度地方公共団体による先行事業及びデジタル庁WEBサイト構築業務ー  
(以下「本調達」という。)

## 2 調達の背景

政府は、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口としてデジタル庁を創設することを柱としたデジタル改革について検討を加え、令和2年12月25日、IT基本法の見直しの考え方やデジタル庁設置の考え方について政府の基本的な方針を盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「デジタル改革基本方針」という。）を閣議決定した。

その後、この方針等を踏まえ、デジタル改革関連法案が本年2月9日に閣議決定され、国会審議を経て成立した。

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

また、デジタル社会の形成に向けた基本的な施策として、政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であるクラウドサービスを整備し、令和3年度に運用を開始する予定としており、各府省庁等は、令和4年度以降の新たなクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてクラウドサービスの活用を検討することとされている。

## 3 目的等

### (1) 地方公共団体による先行事業に向けたクラウドサービスの整備

地方公共団体においては、クラウドサービス上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムを安心して利用できるようにするため、クラウドサービスへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度及び令和4年度にかけて実施することとしている。

具体的には、クラウドサービス上に構築する基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方公共団体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、クラウドサービスに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行うことを予定している。

## (2) デジタル庁 WEB サイトに向けたクラウドサービスの整備

政府は、国民や地方公共団体の声を直接聴きつつ、マイナポータルなど特に多くの国民が利用する国の情報システムについて、行政手続を簡易に行えるようにする観点等から、UI/UX の抜本的な改善を図ることとしており、必要な情報に誰もが素早くアクセスできるように、各府省庁のウェブサイトのデザインやコンテンツ構成等の標準化・統一化を図り、令和3年秋までに、各府省庁のウェブサイトのデザイン原則案を策定し、今後設置予定のデジタル庁ウェブサイトにおいて当該原則案の検証を実施する予定である。

## 4 事業の内容

### (1) 地方公共団体による先行事業に向けたクラウドサービスの提供

地方公共団体の主要 17 業務における標準化等を検討する先行事業を実施するためのクラウドサービス及び関連サービスについて提供する。

提供するクラウドサービスは、外部からの不正アクセスや意図しない情報漏えいを未然に防止できるよう、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度である I S M A P（イスマップ）に登録されたクラウドサービスを条件とするとともに「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウドサービスを提供するものとする。

### (2) デジタル庁 WEB サイトに向けたクラウドサービスの提供

各府省庁のウェブサイトのデザインやコンテンツ構成等の標準化・統一化を図る予定のデジタル庁ウェブサイトに向けたクラウド環境を提供する。

クラウドサービスに求める要件は、(1)と同様の要件を満たすクラウドサービスを提供するものとする。

## 5 調達の範囲

本調達の範囲は、クラウドサービス及びこれに関連するサービスであり、概要は以下のとおりである。

### (1) 基本事項及びマネージドサービス

クラウドサービスに係る基本事項及びマネージドサービスは「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウドサービスとする。

### (2) 付随作業

クラウドサービスを利用するに当たって、付随する関連サービスの提供を行う。

## 6 契約期間

本調達の契約期間は、契約締結日から令和4年3月31日（木）までとする。

## 7 個別契約の締結

クラウドサービスを提供するに当たっての詳細な条件は、デジタル庁と締結する「クラウドサービス基本契約書」に準拠して締結される「個別契約」において定めるものとする。

## 8 実績レポートの提出

(1) クラウドサービスを提供する事業者は、毎月の利用量及び利用料金の確定後、前月の利用実績を提出するものとする。

(2) 実績レポートの内容及び提出時期は、個別契約において定めるものとする。

※「別紙2\_クラウドサービスの整備に係るクラウド予定利用量」に示すクラウド予定利用量は、調達仕様書作成時での想定量を示しており、確定した利用量ではない。

## 9 クラウドサービスの利用におけるセキュリティ対策

(1) クラウドサービスにおいて個人情報又は要機密情報が取り扱われる場合には、当該クラウドサービスの契約に定める準拠法に従い、裁判管轄は国内に限ること。

(2) クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前（サービス廃止等の1年以上前が望ましい。）にデジタル庁へ通知すること。また、要安定情報を取り扱う場合には、サービス中断時の復旧目標時間をデジタル庁へ通知すること。

(3) クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果をデジタル庁に書面で報告すること。

(4) クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、デジタル庁からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。

(5) インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。

(6) クラウドサービスにおける脆弱性対策の実施内容をデジタル庁が確認できること。

(7) クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標（RPO）等の指標を提示すること。なお、主管元の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。

(8) クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。

(9) クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う

情報を確実に抹消できること。

- (10) 本業務において、クラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- (11) 主管元に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、主管元において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。
- (12) ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。
- (13) ISO/IEC27018 もしくはそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。又は、同等の取扱いを行うこと。
- (14) クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。もしくは、同等の実績を有することを示すこと。
  - ① ISO/IEC27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
  - ② セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC 報告書(Service Organization Control Report))
  - ③ 情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書(クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付された CS 証明書等)

## 10 その他

- (1) 本調達は、原則として日本語により対応すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項にあっても本調達の業務遂行において必要と認められる事項に関しては、別途協議の上、実施すること。

## 11 担当者・連絡先

担当者 デジタル庁 デジタル社会共通機能GクラウドT 山海

連絡先 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町19階

電話 : 03-6872-6196